

現場代理人及び主任技術者等の配置運用について

浜川市が発注する建設工事（税込み当初設計金額200万円超のものをいう。以下同じ。）に関する現場代理人及び主任技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐）の配置については、下記の事項に御留意いただき、適正な配置と施工監理に努めていただきますようお願いいたします。

1 現場代理人の配置について

（１） 配置要件

ア 受注者との間で3か月以上の直接の雇用関係にあること。

在籍出向者や派遣社員は要件を満たしませんので御注意ください。

イ その他、入札公告や設計図書で指定した要件を満たすこと。

（２） 提出書類

「3 雇用状況の確認書類」のいずれかの書類を提出してください。

（３） 提出方法・提出先

現場代理人等指定通知書とともに、工事担当課へ提出してください。

2 主任技術者等の配置について

（１） 配置要件

ア 受注者との間で3か月以上の直接の雇用関係にあること。

在籍出向者や派遣社員は要件を満たしませんので御注意ください。

イ 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当すること。

工種ごとに必要な資格が異なります。具体的な資格は、別添資料等により御確認ください。

また、令和3年に新設された「〇〇施工管理技士補」の資格について、**工種によっては、必要な当該工種の実務経験年数を有していれば主任技術者等の要件を満たす場合がありますので、建設業法等を御確認ください。**

ウ その他、入札公告や設計図書で指定した要件を満たすこと。

（２） 提出書類

ア 「3 雇用状況の確認書類」のいずれかの書類から1種類

イ 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当することのわかる書類（資格者証の写しなど）

「〇〇施工管理技士補」の資格者証を提出する場合は、必要な実務経験を有することを証明する書類（任意様式）を併せて御提出ください。

（３） 提出方法・提出先

ア 一般競争入札の入札参加資格申請書類として提出する場合

入札公告に記載の条件に従って提出してください。

イ 契約書類として提出する場合

現場代理人等指定通知書とともに、工事担当課へ提出してください。

3 雇用状況の確認書類

(1) 監理技術者資格者証の写し

(2) 次のアからウのいずれかの書類の写し

※技術者の氏名、資格取得年月日及び事業所名の全てが記載されているもの

ア 健康保険の資格確認書

イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書

ウ 雇用保険被保険者資格取得時確認通知書

※アの「資格確認書」とは、従来の健康保険証の廃止に伴い、保険者（国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等）から発行されるものです。**令和7年12月2日以降は、従来の健康保険証は雇用状況の確認書類として使用できません。**

(3) 住民税の特別徴収税額通知書の写し

正当な理由がある場合で、上記アからウのいずれも提出できない場合に限り
ます。

4 一人の現場代理人や主任技術者が**同時に担当できる工事件数等**について

現場代理人については、建設工事を適正に施工するため、現場ごとに配置・常駐することとなっています。しかし、建設工事請負契約約款第10条第3項に常駐緩和の規定があることから、建設業者の受注機会の確保及び拡大を図るため、一定の条件のもと兼務を認めることとします。

なお、兼務の有無にかかわらず、全ての工事現場の安全管理等に特に配慮していただき、監督員と常に連絡が取れる体制を確保してください。

(1) **現場代理人**の兼務について

ア 兼務条件 次の①及び②を満たす工事

① 兼務を希望する工事の請負代金額の合計が4,500万円未満（兼務希望工事が全て建築一式工事の場合は9,000万円未満）であること。

② 発注者が「**渋川市長**」であること。

イ 兼務件数 3件まで

ウ 提出書類 現場代理人を兼務する場合は、別紙「現場代理人兼任届出書」を工事担当課へ提出してください。

エ 補足事項

① 税込み当初設計金額200万円以下の工事については、兼務制限を設けませんので、「現場代理人兼任届出書」の提出は不要です。

② 施工中工事の近接工事として間接費が調整される工事については、当該

施工中工事と合わせて1件の工事とみなし、アの兼務条件を適用します。

(2) **主任技術者**の兼務について

主任技術者については、建設業法で専任が義務づけられている工事を除き、兼務の制限はありません。

5 現場代理人及び主任技術者等の**変更について**

現場代理人及び主任技術者等の変更は、適正な契約履行の確保の観点から、**原則として認めません**。ただし、下記の(1)及び(2)を満たす場合のみ、例外的に変更を認めます。

現場代理人等の変更が必要な場合は、該当する事由を明記して工事担当課へ通知してください。

(1) 工事担当課が契約の履行に支障がないと認めたもの

(2) 変更理由が以下の事由のいずれかに該当し、工事担当課がやむを得ないものと認めたもの

ア **死亡**(※1)したとき

イ **傷病等**(※2)により変更が必要であると認められるとき

ウ **人事異動等**により配置が不可能であると認められるとき

エ **退職**したとき

オ **受注者の責によらず(※3)工期を大幅に(※4)延期**したとき

カ 建設工事請負契約約款第12条の規定により、必要な措置をとるべきことを発注者から請求されたとき

※1 該当者の死亡診断書等公的書類の提出は求めません。

※2 受注者に該当者の病状が確認できる診断書等資料の提出をしていただき、明らかに現場代理人等の職務を遂行できないと判断される場合に限ります。

※3 受注者の責によらない場合とは、当該工期延期が、「用地調整（地権者等）」、「占用物件調整」、「関係機関との調整」、「地質条件」、「工法変更」等による一時中止を伴った場合とします。

※4 大幅な延期とは、延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えるもの（建設工事請負契約約款第50条第2号に準拠）を目安とします。

現場代理人兼任届出書	
令和 年 月 日	
渋川市長 様	
受注者 所在地 商号又は名称 代表者職氏名	
次のとおり現場代理人の兼務について届け出ます。	
工 事 名	
工 事 場 所	渋川市 地内
工 期	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
請 負 代 金 額	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
現場代理人氏名	
上記の現場代理人が兼務する他の工事	
工 事 名	
工 事 場 所	渋川市 地内
工 期	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
請 負 代 金 額	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
工 事 名	
工 事 場 所	渋川市 地内
工 期	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
請 負 代 金 額	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

注： 押印を省略する場合は、以下に発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

発行責任者及び担当者	
・発行責任者：	(電話番号)
・担 当 者：	(電話番号)